

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月18日
【会社名】	株式会社静岡銀行
【英訳名】	THE SHIZUOKA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 柴田 久
【本店の所在の場所】	静岡市葵区呉服町1丁目10番地
【電話番号】	(代表)054(261局)3131番
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 澤井 康人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 株式会社静岡銀行 経営企画部
【電話番号】	(代表)03(3213局)0225番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 中川 大
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年9月8日
【発行登録書の効力発生日】	2017年9月16日
【発行登録書の有効期限】	2019年9月15日
【発行登録番号】	29 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出して おります。 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2019年6月18日(提出日)であります。 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第 9号の2の規定に基づく)を2019年6月18日に関東財務局長へ 提出いたしました。これに伴い当該臨時報告書を2017年9月 8日付で提出した発行登録書の参照書類とします。
【効力停止期間】	
【提出理由】	株式会社静岡銀行 東京営業部 (東京都千代田区丸の内1丁目6番5号) 株式会社静岡銀行 横浜支店 (横浜市西区北幸1丁目11番15号) 株式会社静岡銀行 名古屋支店 (名古屋市中区錦2丁目16番18号) 株式会社静岡銀行 大阪支店 (大阪市中央区西心斎橋2丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引 法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、 投資者の便宜のため縦覧に供する場所としておりま す。
【縦覧に供する場所】	

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載のとおり